

○経済産業省告示第百五十一号
 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第三百六十四号)第二条第四項第五号の規定に基づき、同号の業種を次のように指定する。
 平成二十年七月一日

経済産業大臣臨時代理
 国务大臣 若林 正俊

指定業種番号	業種名	業種番号	業種名
1	指定業種		
一	素材生産業、素材生産サービス業	三十四	築炉工事業
二	砂・砂利・玉石採取業	三十五	熱絶縁工事業
三	一般土木建築工事業	三十六	道路標識設置工事業
四	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)	三十七	さく井工事業
五	造園工事業	三十八	水産練製品製造業
六	舗装工事業	三十九	塩干・塩蔵品製造業
七	建築工事業(木造建築工事業を除く)	四十	綿紡績業
八	木造建築工事業	四十一	ねん糸製造業
九	建築リフォーム工事業	四十二	綿・スフ織物業(綿・スフ織物のたて糸のり付業、整経業、紋紙製造業、箄通し業及び綜こう通し業を含む)
十	土工工事業	四十三	絹織物業(絹織物のたて糸のり付業、整経業、紋紙製造業、箄通し業及び巻糸業を含む)
十一	とび・土工・コンクリート工事業	四十四	綿・スフ・麻織物業染色業
十二	鉄骨工事業	四十五	織物業機械染色整理業
十三	鉄筋工事業	四十六	織物手加工染色整理業
十四	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	四十七	綿状繊維・糸染色整理業
十五	左官工事業	四十八	ニット・レース染色整理業
十六	金属製屋根工事業	四十九	織維雑品染色整理業
十七	板金工事業	五十	漁網製造業
十八	建築金物工事業	五十一	組ひも製造業
十九	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)	五十二	模様形製造業
二十	道路標示・区画線工事業	五十三	織物業(不織布製及びレース製を含む)
二十一	床工事業	五十四	織物業(外衣・シャツ製造業(和式を除く))
二十二	内装工事業	五十五	ニット製外衣・シャツ製造業
二十三	ガラス工事業	五十六	下着類製造業
二十四	金属製建具工事業	五十七	和装製品製造業(足袋製造業、織維製草履・同附属品製造業を含む)
二十五	木製建具工事業	五十八	靴下製造業
二十六	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	五十九	帽子製造業(帽体を含む)
二十七	防水工事業	六十	毛皮製衣服・身の回り品製造業(卸売業を含む)
二十八	はつり・解体工事業	六十一	布団製造業
二十九	カーテンウォール工事業	六十二	タオル製造業
三十	電気工事業	六十三	一般製材業
三十一	電気通信・信号装置工事業	六十四	単板(ベニヤ板)・合板製造業
三十二	管工事業(さく井工事業を除く)	六十五	床板製造業
三十三	機械器具設置工事業	六十六	木材チップ製造業
		六十七	造作材製造業(建具を除く)
		六十八	集成材製造業
		六十九	建築用木製組立材料製造業
		七十	パーティクルボード製造業
		七十一	銘板・銘木製造業
		七十二	木材薬品処理業
		七十三	木製家具製造業(漆塗りを除く)
		七十四	金属製家具製造業(金属製流し台、調理台、ガス台製造業に限る)
		七十五	宗教用具製造業
		七十六	建具製造業
		七十七	壁紙・ふすま紙製造業
		七十八	織維板製造業
		七十九	けい酸質肥料製造業
		八十	にかわ製造業
		八十一	接着剤製造業
		八十二	プラスチックインフレーシオンチューブ製造業
		八十三	プラスチック床材製造業(加工業を含む)
		八十四	強化プラスチック製浄化槽製造業
		八十五	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
		八十六	なめし革製造業(卸売業を含む)
		八十七	革製履物用材料・同附属品製造業
		八十八	革製履物製造業
		八十九	革製手袋製造業
		九十	かばん製造業
		九十一	袋物製造業
		九十二	毛皮製造業
		九十三	服装用革ベルト製造業
		九十四	板ガラス加工業
		九十五	ガラス製加工素材製造業
		九十六	ガラス容器製造業
		九十七	理化学用・医療用ガラス器具製造業
		九十八	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
		九十九	ガラス繊維・同製品製造業(短繊維・短繊維製品製造業に限る)
		百	その他のガラス・同製品製造業
		百一	生コンクリート製造業
		百二	コンクリート製品製造業(コンクリートパイプ製造業、コンクリート管製造業、空洞コンクリートブロック製造業、プレストレスコンクリート製品製造業、護岸用コンクリートブロック製造業、道路用コンクリートブロック製造業に限る)
		百三	その他のセメント製品製造業
		百四	粘土から製造業
		百五	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業(絵付業を含む)
		百六	陶磁器製置物製造業(絵付業を含む)
		百七	電気用陶磁器製造業
		百八	陶磁器製タイル製造業
		百九	陶磁器用はい(環)土製造業
		百十	砕石製造業
		百十一	石工品製造業(建築用石材製造業に限る)
		百十二	石こう(膏)製品製造業(石こうボード製造業に限る)
		百十三	うわ(糊)・葉製造業(うわ葉かわらの製造に供するものに限る)
		百十四	陶磁器質タイル用釉薬製造業
		百十五	可鍛鉄製造業
		百十六	鉄鋼シャースリット業
		百十七	鋳鉄異形管製造業
		百十八	アルミニウム・合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)
		百十九	一般用缶製造業
		百二十	その他の金物類製造業(建築用金物製造業、建具用金具製造業、鋸削製造業、かぎ製造業、戸車製造業及びドアクローザ・ヒンジ製造業に限る)
		百二十一	建設用金属製品製造業(鉄骨製造業に限る)
		百二十二	建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)
		百二十三	溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
		百二十四	木材加工機械製造業
		百二十五	レンジフード製造業(卸売業を含む)
		百二十六	船舶用機関(船用内燃機関のうち千馬力以上を除く)又は船舶用品(ポンプ)電気機器及び係船・荷役機械を除く)の製造又は修理業
		百二十七	自転車・同部分品製造業
		百二十八	眼鏡製造業(枠を含む)・眼鏡部分品製造業(中間加工業を含む)(眼鏡資材卸売業を含む)
		百二十九	べつ甲製品製造業
		百三十	べつ甲製品卸売業
		百三十一	べつ甲製品小売業
		百三十二	野球用ソフトボール用グローブ製造業
		百三十三	万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業
		百三十四	鉛筆製造業
		百三十五	漆器製造業
		百三十六	一般乗合旅客自動車運送業
		百三十七	一般乗用旅客自動車運送業
		百三十八	一般貨物旅客自動車運送業
		百三十九	一般貨物自動車運送業
		百四十	特定貨物自動車運送業
		百四十一	沿海旅客海運業
		百四十二	沿海貨物海運業
		百四十三	内陸貨物海運業
		百四十四	

百四十五 靴卸売業
百四十六 履物卸売業（靴を除く。）
百四十七 酒類卸売業
百四十八 干しきのこ卸売業（乾しいたけに限る。）
百四十九 木材・竹材卸売業
百五十 建築材料卸売業（木材・竹材卸売業を除く。）
百五十一 陶磁器質タイル卸売業
百五十二 鉄鋼卸売業
百五十三 家具・建具卸売業（建具卸売業に限る。）
百五十四 陶磁器卸売業
百五十五 漆器卸売業
百五十六 利器工器具・手道具卸売業
百五十七 手引のこぎり・のこ刃卸売業
百五十八 靴・履物小売業
百五十九 酒小売業
百六十 家具小売業
百六十一 建具小売業
百六十二 建築材料小売業
百六十三 建物売買業
百六十四 旅館・ホテル
百六十五 建築設計業
百六十六 測量業
百六十七 その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る。）
百六十八 普通洗濯業（クリーニング業に限る。）
百六十九 リネンサプライ業
百七十 自動車分解整備業

○環境省告示第五十六号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十七条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査の業務の廃止の届出があったので、同法第十七条第二項の規定に基づき公示する。
平成二十年七月一日
環境大臣 鴨下 一郎

○関東地方整備局告示第二百七十六号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年七月一日
関東地方整備局長 北橋 建治
道路の種類 一般国道
一路 線名 十八号

2 指定期間
市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十年七月一日から平成二十年九月三十日までとする。
○国土交通省告示第八百三十三号
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。
平成二十年七月一日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

- 1 登録番号 補・第4e^a号
2 登録養成施設の名称 中央工学校
3 変更後の登録養成施設の長の氏名 堀口 一秀
4 変更年月日 平成二十年六月一日
- 1 登録番号 補・第20e^a号
2 登録養成施設設置者の名称 学校法人 岡山科学技術学園
3 変更後の法人である場合の代表者の氏名 瀬戸川正彦
4 変更年月日 平成二十年五月二十八日
- 3 登録番号 土・第2e^a号
2 登録養成施設の名称 中央工学校
3 変更後の登録養成施設の長の氏名 堀口 一秀
4 変更年月日 平成二十年六月一日

氏名又は名称	住	所
泉エンジニヤリング株式会社	東京都千代田区一番町九番地	

道路の区域
区 間 変更前 敷地の幅員 延長
長野市豊野町蟹沢字高岡七四番四地内 後前 二三・〇三〇五五・九二〇・〇一四メートル

○関東地方整備局告示第二百七十七号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年七月一日
関東地方整備局長 北橋 建治
路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所
十八号 長野市豊野町蟹沢字高岡七四番四地内 関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○北陸地方整備局告示第六号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年七月一日
北陸地方整備局長 吉野 清文
道路の種類 一般国道
一路 線名 四百七十号
道路の区域 区 間 変更前 敷地の幅員 延長
氷見市矢田部字古戸一八番一から同市矢田部字古戸一六番一まで 後前 六五・〇〇〇九八・〇〇〇五九メートル

○北陸地方整備局告示第七号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年七月一日
北陸地方整備局長 吉野 清文
路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所
四百七十号 氷見市矢田部字古戸一八番一から同市矢田部字古戸一六番一まで 番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） 北陸地方整備局及び同局長野国道事務所

○中部地方整備局告示第九十九号
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名及び役員の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十年七月一日
中部地方整備局長 金井 道夫

一 登録番号 中部地方整備局長 3
二 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称 株式会社確認サービス